

収入保険の現状について



令和2年10月13日
全国農業共済組合連合会

**収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく
農業者の経営努力では避けられない収入減少が
補償の対象です！**



自然災害等で減収



市場価格が下落



災害で作付不能



けがや病気で収穫不能



倉庫の浸水被害



取引先の倒産



盗難や運搬中の事故



為替変動で大損



加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 加入申請時に、青色申告実績（簡易な方式を含む）が1年分あれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。
- ◎ **令和3年1月からは、当分の間の特例として、
野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、
収入保険と野菜価格安定制度を同時利用(1年間)**することができます。
- ※ 同時利用される方は、収入保険の保険料等と野菜価格安定制度の生産者の負担金の両方を支払います。
- ※ また、収入保険の保険期間中に、野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補填金の計算上、その金額を控除します。

保険期間

税の収入算定期間と同じです。

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間

補償内容

保険期間の収入（農産物の販売収入）が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。

- ※ 基準収入は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に、保険期間の営農計画も考慮して設定（規模拡大など上方補正）
- ※ 毎年の農産物（自ら生産したもの）の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
- ※ 農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

収入保険の補てん方式

保険方式（掛捨て）と積立方式（掛捨てではない）の組み合わせができます。

基本のタイプでは、

例えば、**基準収入1,000万円**の場合、

保険方式の**保険料7.8万円**、

積立方式の**積立金22.5万円**、

付加保険料**2.2万円**で、

最大810万円の補てんが受けられます。

保険期間の**収入がゼロ**になったときは、

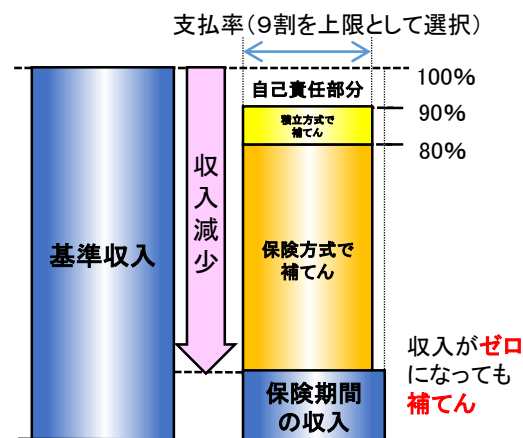
810万円（積立金90万円、保険金720万円）

の補てんが受けられます。

※ 保険料には50%、積立金には75%、
付加保険料には50%の国庫補助があります。
積立金は補てんに使われなければ、翌年に
持ち越します。

※ 保険料、積立金は分割払ができます。（最大9回）

基本のタイプ



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

保険料の安いタイプもあります！

保険方式の補償の下限を選択することで、保険料を安くすることができます。

※ **補償の下限は、基準収入の70%、60%、50%から選択**できます。

基準収入の70%を補償の下限とすると、

例えば、**基準収入が1,000万円**の場合、

保険料4.4万円（基本のタイプより約4割安い）、

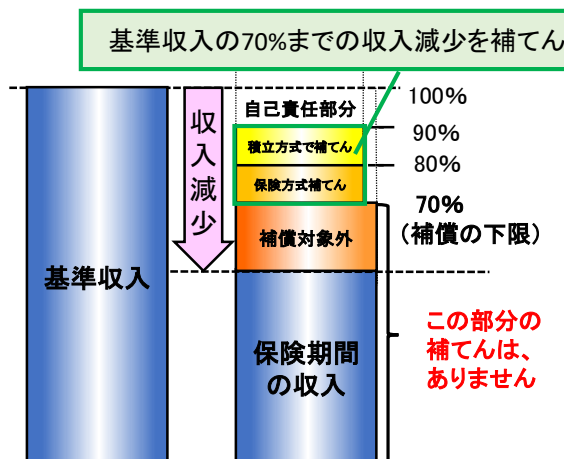
積立金22.5万円、

付加保険料**1.9万円**で、

保険期間の**収入が700万円**になったときは、**180万円（積立金90万円、保険金90万円）**の補てんが受けられます。

ただし、**700万円を下回った分の補てんはありません。**

基準収入の70%を補償の下限とした場合の補てん方式



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

無利子のつなぎ融資が受けられます！

収入保険の補てん金の支払は、保険期間の終了後になりますが、**保険期間中**であっても、自然災害や価格低下等により、**補てん金の受け取りが見込まれる場合**、NOSAI全国連から、**無利子のつなぎ融資**を受けることができます。

1. 令和2年の収入保険の加入状況

【個人、法人別の加入状況】

	令和元年	令和2年 (8月末時点)	差	(経営体)	
				令和2年 (前月7月末時点)	当月 との差
全体	22,812 (5.0%)	35,616 (7.7%)	12,804	35,413 (7.7%)	203
個人	20,302 (4.6%)	31,775 (7.3%)	11,473	31,781 (7.3%)	▲6
法人	2,510 (10.9%)	3,841 (16.7%)	1,331	3,632 (15.8%)	209

農業所得者の青色申告者数（H30）は46.0万人
うち個人は43.7万人、法人は2.3万人

（注）国税庁事務年報（個人・農業所得用）、国税庁会社標本調査、
農業構造動態調査

（注1）（ ）は全体・個人・法人ごとの青色申告者に対する割合

（注2）個人の当月との差がマイナスとなっているが、これは個人から法人に経営形態が移行したためである。

【品目別の加入状況】

	(経営体)									
	米	麦類	豆類	野菜	果樹	花き	かんしょ	茶	さとう きび	その他
令和元年	14,634	3,049	3,110	10,637	6,923	1,277	339	305	135	4,210
令和2年 (8月末時点)	22,607	4,448	4,274	16,811	10,119	2,137	631	612	195	6,572
差	7,973	1,399	1,164	6,174	3,196	860	292	307	60	2,362

（注）品目ごとの延べ件数

2. つなぎ融資の実施状況

【令和元年の収入保険】

(件、百万円)

	件数	金額	1件当たり金額
全体	787 (3.4%)	3,766 (1.3%)	4.8 (補償対象金額に対する割合17.6%)
個人	653 (3.2%)	2,423 (1.1%)	3.7 (補償対象金額に対する割合16.1%)
法人	134 (5.3%)	1,342 (1.6%)	10.0 (補償対象金額に対する割合20.9%)

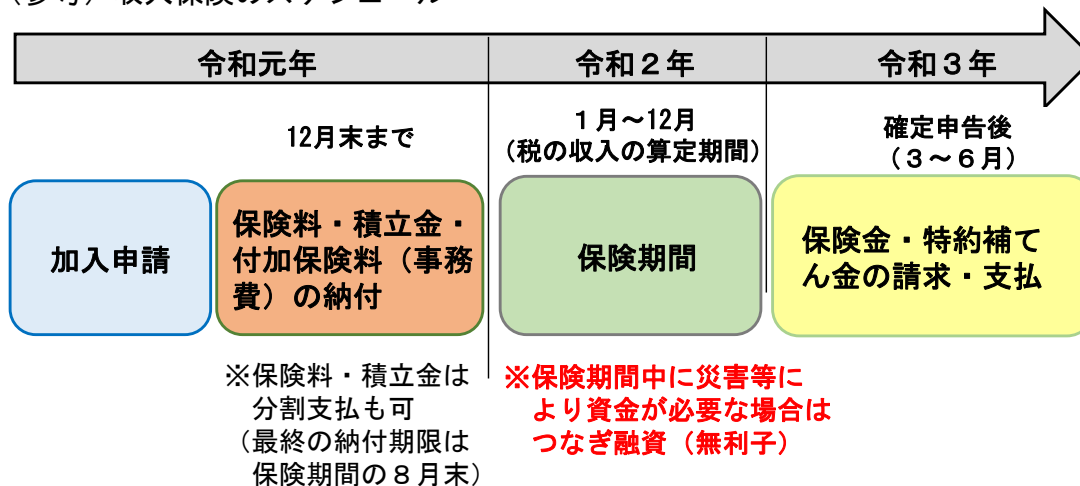
【令和2年の収入保険】

(件、百万円)

	件数	金額	1件当たり金額
全体	276 (0.8%)	1,285 (0.3%)	4.7 (補償対象金額に対する割合24.1%)
個人	252 (0.8%)	1,040 (0.3%)	4.1 (補償対象金額に対する割合24.3%)
法人	24 (0.6%)	245 (0.2%)	10.2 (補償対象金額に対する割合23.3%)

(注) 件数の()は全体・個人・法人ごとの加入者数に対する割合、
金額の()は全体・個人・法人ごとの加入者の保険方式の補償の
上限金額(保険金額)と積立方式の補償の上限金額(補償対象金額)
の合計額に対する割合

(参考) 収入保険のスケジュール



※令和2年の収入保険のスケジュール。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じ。

※法人の保険期間は、事業年度の1年間なので、
事業年度の開始月によって、スケジュールが変わる。

新型コロナウイルスを要因とするつなぎ融資は
累計で、164件、9.3億円の貸付を行っている。
令和元年の収入保険：13件、1億円
令和2年の収入保険：151件、8.3億円

3. 保険金等の支払状況（令和元年の収入保険）

【保険金等の支払件数】

（件）

	保険金等の支払件数		
	保険金等の支払件数	保険金	特約補填金
全体	6,578 (28.8%)	3,663 (16.1%)	6,466 (29.1%)
個人	6,161 (30.3%)	3,467 (17.1%)	6,057 (30.6%)
法人	417 (16.6%)	196 (7.8%)	409 (16.7%)

新型コロナウイルスを要因とする保険金等の支払は累計で、7件、8千万円の支払いを行っている。

（注）（ ）は、全体・個人・法人ごとの加入者数に対する割合

【保険金等の支払金額】

（百万円）

	保険金等の金額			1件当たり金額
	保険金等の金額	保険金	特約補填金	
全体	14,631 (4.9%)	7,256 (2.7%)	7,374 (22.6%)	2.2 (補償対象金額に対する割合27.7%)
個人	12,375 (5.7%)	6,116 (3.2%)	6,259 (26.4%)	2.0 (補償対象金額に対する割合27.2%)
法人	2,255 (2.8%)	1,140 (1.6%)	1,115 (12.5%)	5.4 (補償対象金額に対する割合30.3%)

（注）保険金等の金額の（ ）は、全体・個人・法人ごとの加入者の保険方式の補償の上限金額（保険金額）と積立方式の補償の上限金額（補填対象金額）の合計額に対する割合、
 保険金の（ ）は、全体・個人・法人ごとの加入者の保険金額に対する割合、
 特約補填金の（ ）は、全体・個人・法人ごとの加入者の補填対象金額に対する割合

● コロナ禍におけるつなぎ融資による経営支援の具体的事例①

●花き（ラベンダー）生産者（個人） 融資額：1,200万円

減収の要因： イベント向け販売がメインであったが、東京オリンピック・パラリンピック関連を含めたイベントの中止が重なり、予定していた出荷が大幅に減少した。

地域：東北 規模：30a 基準収入金額：2,700万円

●野菜・水稲生産者（個人） 融資額：200万円

減収の要因： 外国人研修生を受け入れていたが、一時帰国の後、研修生が日本に戻れず、労働力不足により作付け面積を減らさざるを得なくなった。あわせて、外食産業への出荷も減少し売りに影響した。

地域：関東 規模：12ha 基準収入金額：1,800万円

● コロナ禍におけるつなぎ融資による経営支援の具体的事例②

●茶生産者（個人）

融資額：1,100万円

減収の要因： 輸出用の茶葉の生産を主軸にしていたが、海外の需要が大幅に落ち込み、出荷先の商社が輸出を中止したため、売り上げが激減した。

地域：東海 規模：4ha 基準収入金額：1,800万円

●野菜（みずな・みぶな）生産者（法人） 融資額：1,000万円

減収の要因： 料亭や旅館を中心に取引していたが、取引先が休業となり出荷できなくなった。やむを得ず市場へ販売したが価格が維持できず、売り上げが減少した。

地域：近畿 規模：20ha 基準収入金額：12,000万円

● コロナ禍におけるつなぎ融資による経営支援の具体的事例③

●きのこ（なめこ）生産者（個人）

融資額：120万円

減収の要因： **学校給食関係事業者への出荷が過半を占めていたが、臨時休校に伴い出荷できなくなった。他に販路を求めたが出荷できず廃棄せざるを得なくなった。**

地域：近畿 規模：16,000床 基準収入金額：1,400万円

●花き（洋ラン）生産者（法人）

融資額：2,000万円

減収の要因： **春先の卒業式・入学式等のイベントに向けての生産が過半を占めていたが、イベントが中止となり、需要が大幅に落ち込み売り上げが減少した。**

地域：四国 規模：40a 基準収入金額：7,000万円

● コロナ禍におけるつなぎ融資による経営支援の具体的事例④

●野菜（いちご）生産者（法人）

融資額：3,000万円

減収の要因： 売上げの過半を観光農園部門が占めていたが、1,000組以上のキャンセルが発生し、売上げが大幅に減少した。

地域：四国 規模：2ha 基準収入金額：8,400万円

●果樹（柑橘類）生産者（個人）

融資額：300万円

減収の要因： 販売促進のイベント用に果実を保管していたが、イベントが中止となり大量の在庫を抱えることになった。市場出荷ではさばききれず、保管していた果実が腐敗し、廃棄せざるを得なくなった。

地域：九州 規模：1ha 基準収入金額：1,100万円